

自己株式の取得について

各位

当社は、2005年3月30日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、株主の皆様に対する利益還元策の一環として下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社は、本年4月開催の取締役会における決議を経て、期間中に取得した自己株式を消却する予定であります。

記

1. 取得する株式の種類: 当社普通株式
2. 取得する株式の総数: 5千万株(上限)
3. 株式の取得価額の総額: 500億円(上限)
4. 自己株式買受けの日程: 2005年4月1日から4月27日まで

以上